

さいたま市告示第 901 号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 1 項及び同条第 4 項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和 7 年 6 月 3 日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和 7 年 5 月 28 日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5 月 27 日	犬	緑区上野田	ロット ワイラー	オス	黒茶白	1 ～ 3 歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048（840）4150
- (3) FAX 048（840）4159

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日（6月3日まで）